



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 クリナップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 強一  
(コード番号 7955 東証第 1 部)  
問合わせ先 執行役員経理部長 田中 仁  
(TEL 03-3894-4771)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更(いわゆる「株券電子化」)されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他の所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。
- ② 公告閲覧の利便性および周知性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。
- ③ 「会社法」第 194 条第 1 項により、株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度を導入するものであります。
- ④ 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 上記の変更に伴い、条数の変更等、条文の整備を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を表します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(株券の発行) 第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 7 条 ~ 第 8 条 (条文省略)</p> <p>新 設</p> <p>(单元未満株券の不発行) 第 9 条 <u>当社は、第6条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条 ~ 第 40 条 (条文省略)</p> <p>新 設</p>	<p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>削 除</p> <p>第 6 条 ~ 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株主の売渡請求) 第 8 条 <u>当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式となる株式を売り渡すことを(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</u></p> <p>削 除</p> <p>(株式取扱規則) 第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の<u>権利行使に際しての手続等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 10 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>第8条の規定は、平成21年7月1日から、その効力を生じるものとする。なお、本条は第8条の効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 3 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 4 条 <u>本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>